

エス・パティオ スポーツクラブ クラブ会則

〔名称〕	第1条	本クラブを総称して「エス・パティオ スポーツクラブ」（以下本クラブという）という。
〔目的〕	第2条	本クラブは本会則に則り、本クラブ会員がクラブの施設を利用し、心身の健康維持・健康増進、会員相互の親睦を図ることを目的とする。
〔管理運営〕	第3条	本クラブのすべての施設は、神戸市須磨区中落合2-2に置き、「(株)社会体育開発研究所」（以下会社という）が、所有し、本クラブの管理運営にあたる。本部は大阪市北区中津1-17 12-208に置く。
〔会員制度〕	第4条	1.本クラブは会員制とする。 2.本クラブに入会しようとする者は、本会則を承認し本会則に基づく諸契約を会社と相互に締結しなければならない。 3.会員の本クラブ諸施設の利用範囲、条件ならびに特典については別に定める。 4.会員は、本クラブ諸施設を利用する時は、常に会員証を提示しなければならない。
〔入会資格〕	第5条	1.年齢満16才以上で、本クラブの会則にしたがう者。 2.入会時に個人会員においては健康問診を受け、誓約書提出により本クラブの諸施設の利用に堪え得る健康状態であることを自らの責任のもとに会社へ申告した場合に限る。法人会員においては登録法人の責任において、利用者の健康チェックを行ない本施設の使用に堪え得ると認められた者に限る。
〔会員資格〕	第6条	第4条第2項の契約が完了し、規定の料金の納入により、会員資格を取得したものとす。
〔未成年者の取扱〕	第7条	未成年者が会員になろうとする時は、本人とその親権者が連署した上、申し込むものとする。この場合、親権者は自ら会員となった場合と同様に、本施設利用会則に基づき責任を本人と連帯して負うものとする。
〔入会手続き〕	第8条	入会しようとする時は、所定の申込書により入会申込を行ない会社の承認を得た上、会員区分に従って入会金及びその他所定の費用等を会社に払い込み、入会手続きが完了する。
〔会員資格譲渡〕	第9条	本クラブの会員資格は他に譲渡できない。
〔入会金・年度登録料・諸会費〕	第10条	1.会員区分に従う入会金・年度登録料及び諸会費は別に定める。入会金・年度登録料及び諸会費は税抜き価格とし、消費税額を別途加算する。 2.入会金は、本クラブの会員の資格を失うまでは有効とし、返還はしません。年度登録料は、1年毎に前納しなければなりません。 3.納入の方法は、本クラブの指定する金融機関のうち、会員の金融機関口座から、本クラブの指定する集金代行会社による自動振替とします。振替日は原則として前月26日となりますが、集金代行会社の都合により前日又は翌日となる場合があります。 4.一旦納入した入会金・年度登録料及び諸会費は原則としてこれを返還しません。
〔ビジター〕	第11条	1.当クラブは会員の同伴により会員以外の者（以下ビジターという）に、本クラブ諸施設を利用させることができる。 2.ビジターは、別に定める施設利用料を支払う者とする。
〔諸規則の遵守〕	第12条	1.会員は本クラブ諸施設利用にあたり、本会則及び施設内諸規則を遵守しなければならない。 2.会員は本クラブ諸施設利用にあたり、担当インストラクターの指示に従わなければならない。 3.会員は本クラブ諸施設利用にあたり、施設内の秩序を乱す行為をしてはならない。 4.第11条より、ビジターが本クラブ諸施設を利用する際も同様とする。
〔損害賠償責任免責〕	第13条	会員が本クラブ諸施設の利用中、会員の責に帰する事由または、不可抗力により会員が受けた損害に対して、会社はその損害賠償の責を負わない。会員が同伴したビジターについても同様とする。
〔会員の損害賠償責任〕	第14条	会員が本クラブ諸施設の利用中、会員の責に帰する事由により会社または第三者（会員を含む）に損害を与えた場合その会員が全ての責に任ずるものとする。会員が同伴したビジターについては、会員がそのビジターと連帯して賠償の責に任ずる。
〔会員資格喪失〕	第15条	会員は次の各号に該当する場合、その会員資格を喪失し、会員としての如何なる権利をも喪失する。その場合速やかに会員証を返還しなければならない。なお、入会金の返還はしないものとし、会員は会員証を返還するまでは、諸会費及び諸費用を支払う責を負い、会社はこれを請求する権利を有する。 1.会員の都合により退会を申し出、会社がこれを承認した場合。 2.除名された時。 3.会員本人の死亡。 4.経営上やむを得ない事由により、本クラブ施設の全部を閉鎖した時。
〔会員除名〕	第16条	会員で次の各号に該当した場合、会社はその会員を本クラブから除名することが出来る。また会員はその時点で会員の資格のすべてを喪失する。その場合速やかに会員証を返還しなければならない。なお、入会金の返還はしないものとし、会員は会員証を返還するまでは、諸会費及び諸費用を支払う責を負い、会社はこれを請求する権利を有する。 1.本クラブの会則及び諸規則に違反した場合。 2.本クラブの名誉を傷つけ、秩序を乱し、本クラブ会員としてふさわしくない行為をした場合。 3.諸会費及び諸費用の支払いを怠った場合。 4.その他本クラブ会員としてふさわしくないと認められた場合。
〔施設の一時的閉鎖・一時的休業〕	第17条	会社は次の場合、諸施設の全部または一部の閉鎖、または、休業をすることができる。その場合、一週間前までにその旨を告示する。またこれにより会員の会費支払い義務が縮減され、また停止されることはない。 1.気象災害、その他外因的の事由により、その災害が会員に及ぶと判断した場合。 2.施設の改造及び修理による、やむを得ない場合。 3.その他重大な事由によりやむを得ない場合。 4.定期休暇等による場合。
〔利用の禁止〕	第18条	次の各号に該当する者の施設利用はこれを禁止する場合もある。 1.伝染病、その他、他人に伝染または感染するおそれのある疾病を有する者。 2.飲酒が認められる場合。 3.正常な施設利用ができないと認められた者。 4.医師より運動を禁じられている者。 5.その他、施設及び他人に迷惑行為をした場合。
〔費用等の変更〕	第19条	会社は、本会則に基づいて会員が負担するべき諸料金を、社会経済情勢の変動に応じて変更する事ができる。この場合、会社は一ヶ月前までに、全会員にこれを告知しなければならない。
〔会則の改訂〕	第20条	会社は、会則等の改訂を行なう事ができる。尚、改訂した会則等の効力は全会員に及ぶものとする。

誓約書

貴クラブ会則、スクール規約を遵守致します。健康については自己管理し、施設の賠償責任に値しない事故・疾病について一切の異議、請求の申し立てをしないことを誓約致します。

年 月 日

署名(未成年者の場合は保護者署名)

印